

市議会議員の紹介

4月24日(日)、羽村市議会議員選挙が行われ、市議会議員18人が決まりました。任期は5月1日から平成27年4月30日までの4年間です。

市議会議員選挙投票率 47・12%
 問合せ 選挙管理委員会事務局選挙係

■羽村市議会議員選挙当選人 (敬称略・届出番号順)

No.	氏名	党派	新現	No.	氏名	党派	新現
1	小宮 國暉	無所属	現	10	富松 崇	無所属	新
2	瀧島 愛夫	無所属	現	11	西川 美佐保	公明党	現
3	大塚 あかね	民主党	現	12	水野 義裕	無所属	現
4	石居 尚郎	公明党	現	13	濱中 俊男	無所属	現
5	山崎 陽一	無所属	現	14	門間 淑子	無所属	現
6	馳平 耕三	民主党	現	15	川崎 明夫	無所属	現
7	鈴木 拓也	日本共産党	現	16	船木 良教	無所属	現
8	中嶋 勝	公明党	新	17	橋本 弘山	無所属	現
9	倉田 学	日本共産党	新	18	富永 訓正	公明党	新

行政連絡委員の紹介

39人の方が行政連絡委員に委嘱されました。

行政連絡委員は、行政事務の普及徹底を図る、市民と行政のパイプ役として、町内会区域ごとに1人委嘱しています。

任期は4月1日から平成25年3月31日までの2年間です。

■行政連絡委員 (敬称略)

町内会・自治会区域	氏名	町内会・自治会区域	氏名
川崎東	雨倉 壽男	五ノ神中	岩瀬 明夫
川崎西	宮澤 正弘	東台	石原 將司
上水通り	神藤 進	富士見平第一	和田 豊
神明台	新井 昭生	羽村団地	安藤 稔
双葉富士見	山下 國次	奈賀一	森田 幸男
双葉町松原	齋藤 正夫	奈賀二	柴田 辰男
神明台上	吉川 精四郎	田ノ上第一	宮澤 吉彦
神明台住宅	芳谷 松男	田ノ上第二	園田 清
都営神明台	北島 保	田ノ上第三	船木 秀文
本町第一	日請 正和	旭ヶ丘	新田 隆
本町第二	小山 行和	間坂第一	羽村 義男
本町第三	加藤 照夫	間坂第二	並木 邦夫
東第一	岸 生夫	宮地	西野 礼子
東第二	石川 眞	美原	関口 幹夫
清流	大森 暁	小作本町	高橋 英保
緑ヶ丘第一	大槻 直隆	小作台東	黒田 勝紀
緑ヶ丘第二	武田 忠三	小作台西	栗原 悦男
緑ヶ丘三丁目	平 辰男	栄町第一	下田 忠男
緑ヶ丘西	植田 廣	栄町第二	下田 眞行
五ノ神東	渡辺 英男		

行政連絡委員の主な仕事

- 公告事項の示達に関する事
 - 各種調査に関する事
 - そのほか市長が行う事務に必要な事項
- 問合せ 地域振興課地域振興係

ムの日程に参加でき、将来地域活動のリーダーとして活躍したい方
定員 羽村市・あきる野市合わせて70人(おおむね男女各35人、申込多数の場合は、昨年度不参加の方を優先し、抽選)

参加費 1万円(天候不良などにより現地での宿泊が増える場合には、実費負担あり)

※保護者説明会時に支払っていただきます。

申込み・問合せ 6月21日(火)までに、所定の申込用紙に必要事項および子ども体験塾に参加する動機を記入し、児童青少年課児童青少年係へ

※申込用紙は、学校で配布するほか、市役所2階児童青少年課窓口で配布します。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。



▲昨年の様子

市民パトロールセンター 羽村駅西口に開所

5月21日(土)羽村駅西口に市民パトロールセンターが開所しました。

このセンターは、昨年5月に開所した小作駅東口のセンターと同様に、市内各地域でパトロール活動や見守り活動をしている方との情報交換や、市内のパトロールの拠点として市民の皆さんにより活用していただく施設です。気軽にお立ち寄りください。また、センターの運営や市民パトロールにご協力いただける方の登録をお待ちしています。

登録方法・問合せ 電話または直接市民パトロールセンター(☎5555-8101)、生活安全課交通・防犯係へ



▲▶開所式の様子



固定資産税の申告・減額措置など

◇家屋調査

平成23年中に新築・増築をした家屋の調査を行います。

この調査は家屋に使われている資材や床面積などを直接調査して、固定資産税・都市計画税の算出根拠となる家屋の評価額を決定するためのものです。都合の良い日を連絡してください。

◇取りこわし家屋(建物)の届け出

平成23年中に家屋の全部または一部を取りこわし、その家屋が登記されている場合は、東京法務局西多摩支局(登記所)で滅失登記をしてください。

また、登記されていない家屋の場合は、取りこわしの届け出をしてください。滅失登記または届け出をしないと、平成24年度以降も家屋が存在するものとして課税する場合があります。

◇住宅用地などの申告

市内に土地を所有している方で、平成23年中に次に該当する方は、固定資産税住宅用地等申告書を出してください。

- 住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した
- 住宅を取りこわし、土地を住宅用地として使用しなくなった
- 住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した
- 住宅を事業用家屋に用途変更した

◇固定資産税の各種減額措置

次のような住宅を新築または改修した場合に、固定資産税を減額します。

長期優良住宅

新築住宅のうち「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき認定された住宅を建てた場合

省エネ改修

平成20年1月1日以前に建てられた住宅(貸家を除く)で、平成20年4月1日から平成25年3月31日までに、一定の省エネ改修を施工した場合

バリアフリー改修

平成19年1月1日以前に建てられた、高齢の方・障害のある方などが居住する住宅(貸家を除く)で、平成19年4月1日から平成25年3月31日までに、一定のバリアフリー改修を施工した場合

住宅耐震改修

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、平成18年1月1日から平成27年12月31日までに、建築基準法に基づく現行の建築基準(昭和56年6月1日施行)に適合させるように耐震改修工事を施工した場合
※要件・減額範囲など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問合せ 課税課資産税係